

公設民営学校（国際バカロレア等）の設置

説明資料

平成28年8月

教育委員会事務局

目次

1. 事業目的・事業内容

(1)新中高一貫教育校の開設目的	…… P 3
(2)新中高一貫教育校の教育の特徴	…… P 3
(3)新中高一貫教育校の概要	…… P 3
(4)新中高一貫教育校のイメージ	…… P 4
(5)新中高一貫教育校のめざす学校像	…… P 4
(6)教育課程の特徴	…… P 5
(7)学校の運営形態	…… P 6
(8)公設民営学校のメリット	…… P 6

2. 事業の必要性

(1)進化し続ける社会と求められる人材の変化	…… P 8
(2)国際バカロレア教育の本市への導入の必要性	…… P 9
(3)新しい時代を切り拓き、本市の経済成長を牽引する人材の育成	…… P10
(4)国際バカロレア(IB)学習者像(IB Learner Profile)について	…… P11
(5)国際バカロレアとはどのような教育？	…… P12
(6)国際バカロレア(IB)のプログラム	…… P13
(7)文科省報道発表資料(H27.7.1)	…… P14
(8)高等学校におけるディプロマプログラム(DP)の授業の例	…… P15
(9)ディプロマプログラム(DP)の特徴	…… P16
(10)国際バカロレア(IB)の推進に関する主な提言等	…… P17
(11)日本の国際バカロレア(IB)認定校	…… P18

3. ニーズの動向

○「国際バカロレア」に関するアンケート調査結果について	…… P20
-----------------------------	--------

4. 事業の位置づけ

(1)国家戦略特区における特定事業	…… P24
(2)大阪の成長戦略(2015年8月版)	…… P27
(3)大阪の国際化戦略(平成25年3月)	…… P30

5. 事業費等の妥当性

(1)施設規模について	…… P33
(2)建設工事費について	…… P34

6. 事業の整備・運営方法の妥当性

(1)事業実施場所の検討(咲洲ウェルネスタウン構想特区)	…… P36
(2)他の市有地の活用の検討	…… P39
(3)既存校舎を活用した校舎整備について	…… P41

1. 事業目的・事業内容

公設民営の手法による新中高一貫教育校の設置について

新中高一貫教育校の開設目的

国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てる。

新中高一貫教育校の教育の特徴

- ・中高一貫教育校としては全国初となる公設民営の手法で学校運営を行い、英語教育に実績のある民間のノウハウを最大限活用する。
- ・英語を母語とする多数の専任外国人教員の指導のもと、学校生活全般の中で生きた英語力を身につける。
- ・「国語」以外の一部の教科等で専任外国人教員により英語を用いて授業を実施することにより、英語ベースで学習内容の理解を深化させ、国際社会における様々な分野において英語による多数者間折衝や交渉能力を育成する。
- ・国際的に通用する実践的な語学力や起業家精神を育成するため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人による指導が可能。
- ・課題探究型の授業を多く実施し、突出した才能や強い個性をもつ生徒にも対応する柔軟性のある教育。

新中高一貫教育校の概要

開校時期 平成31年4月 開校

所在地 大阪市住之江区南港中2-7-18（大阪市立南港渚小学校・南港緑小学校跡地）

募集定員 中学校80名、高等学校80名 ※平成34年度より高等学校160名（内部進学80名、外部募集80名）

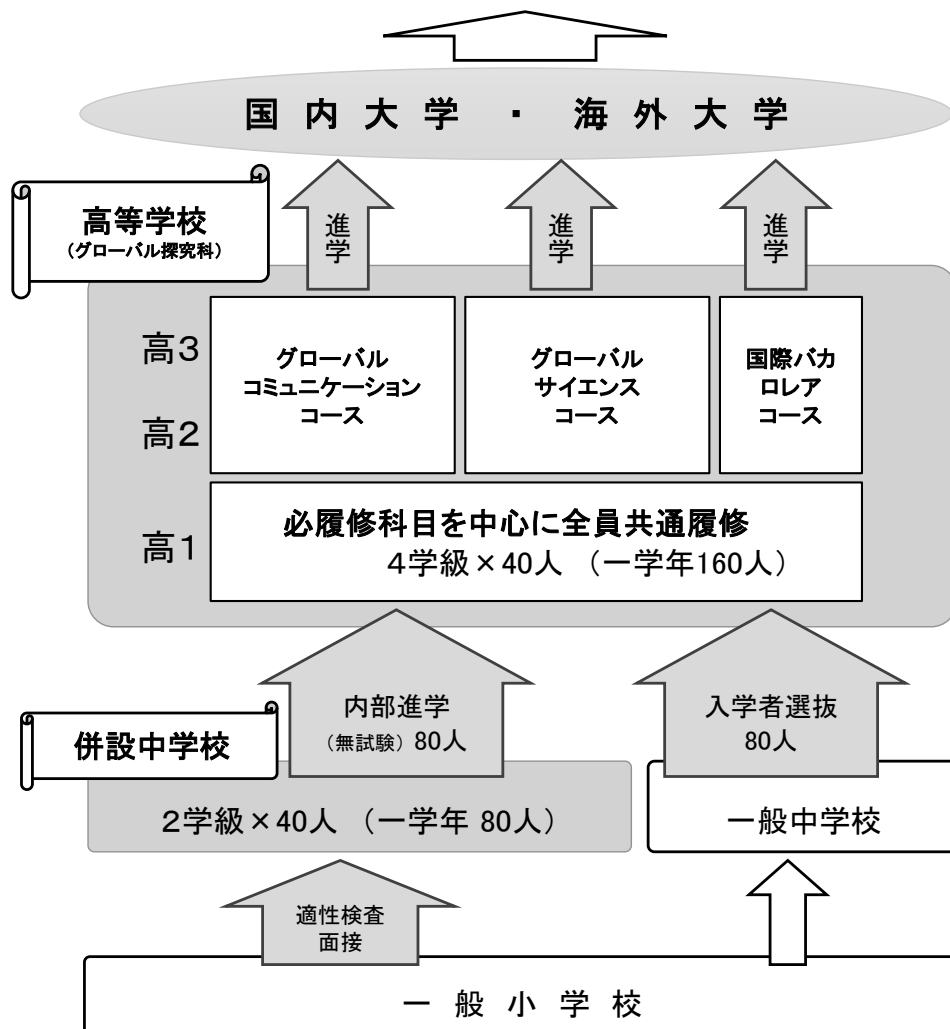
設置学科 高等学校…（仮称）グローバル探究科

コース 中学校…全員共通のコース 高等学校…国際バカロレアコース・コミュニケーションコース・サイエンスコース

特色 中高ともに、英語を母語とする専任外国人教員による英語教育の充実
中高ともに、英語以外の一部の教科で専任外国人教員等による英語イマージョン授業の実施
高等学校において、国際バカロレア・ディプロマプログラムの実施

新中高一貫教育校のイメージ

国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するとともに、
将来の大阪の経済成長を牽引する人材へ



新中高一貫教育校のめざす学校像

『世界に羽ばたき、イノベーションを牽引し、将来の大阪を担っていく人材の育成』

- ①大阪の子供たちが、国際社会で活躍し、大阪の経済成長を牽引する人材へと成長する学校
- ②多くの専任外国人教員から生きた英語を学び、優れた英語運用能力を身につけ、地球的視野に立って主体的に行動できる人間へと成長する学校
- ③突出した才能や強い個性をもつなどの多様な子供に対して、これまでの公教育ではカバーできなかった、突き抜けた異才にも十分対応する柔軟性のある学校
- ④先進的な教育プログラムを実践し、拠点校として大阪の学校教育全体の学力向上に寄与する学校
- ⑤新しい時代における、新たな学校運営のスタイルをもつ学校として、生徒の多様な学校選択のニーズに応える学校
- ⑥海外からの帰国生徒や大阪で働く外国人の子供たちと、大阪の子供たちとが切磋琢磨し学び成長する学校

教育課程の特徴

【中高共通】

- 英語教育に重点をおいた教育課程編成
- 「国語」以外の一部の教科等において専任外国人教員による英語を用いて授業を行う「イメージン授業」の実施
- 自ら課題を発見し解決することを目的とした課題探究型授業の実施
- 突出した才能や強い個性をもつ生徒に対し、ICT機器の積極的活用等による特別なプログラムの実施

【中学校】

- 専任外国人教員による会話を重視した生きた英語教育の実施
- 学校選択教科として英語の授業時間を増時間するとともに、国際理解に関する教科を設置
- 高校の学習内容の先取り学習

【高等学校】

- 多数者間折衝・交渉が可能なレベルの英語運用能力を身につけるための教育課程
- 高校卒業時には全員が英検準1級の取得をめざす
- 国際バカロレアのコア科目である「TOK」を取り入れた「総合的な学習の時間」の実施

『国際バカロレアコース』

- ★ディプロマプログラムの実施。英語および日本語での授業を並列で開講し、選択可能とする。
- ★国際バカロレアコース以外の生徒も、ディプロマプログラムの授業を科目単位で受講可能。

『グローバル・コミュニケーションコース(仮称)』

- ★国際的な舞台で、英語を用いて協議や情報発信ができるコミュニケーション能力を育成するための教育課程
- ★自国の伝統や文化を理解するとともに異文化を理解するための科目の履修

『グローバル・サイエンスコース(仮称)』

- ★自然科学の分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、理数系科目の一部で英語を用いた授業を実施
- ★正解のない問いや自ら設定した課題に取り組む姿勢を養うため、実験や実習系の科目を多く取り入れた教育課程



学校の運営形態

国家戦略特区における学校教育法の特例を活用し、公立学校の運営を民間の学校法人等に委託する手法

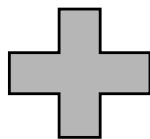
〈学校の設置者〉大阪市

〈学校の運営〉民間の学校法人等

公設民営学校のメリット

「公設」のメリット

- 公立学校としての授業料等の経済負担
 - ・必要経費を公が負担することで、保護者負担を増加させずに高度な教育を提供することが可能
- 教育委員会が責任を持って運営に関与
 - ・学校教育法第1条による学校として、
 - ①学習指導要領に基づく教育課程を実施し、
 - ②教育委員会が採択した検定教科書を使用し、
 - ③教員免許状を保持した教員が指導する。



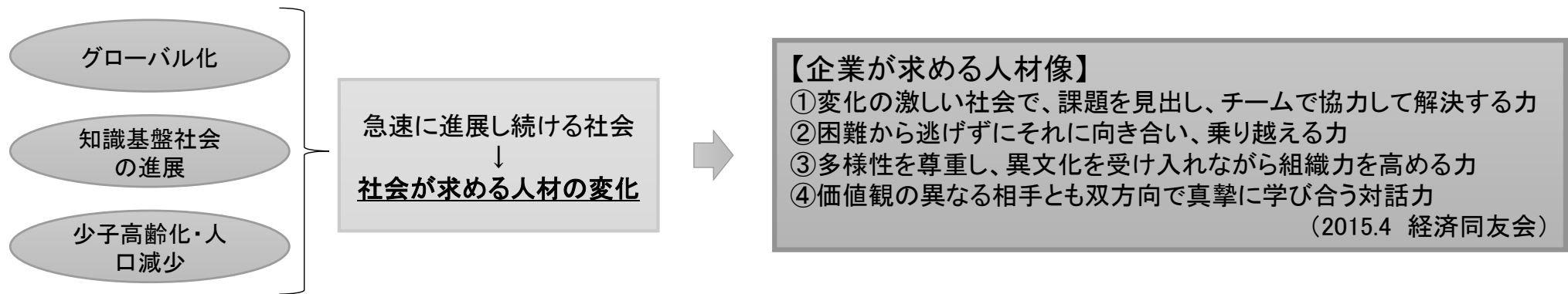
「民営」のメリット

- 多様な人材の確保
 - ・民間の学校法人等の海外ネットワークを活用し、国際バカロレア教育等の経験が豊富な外国人教員などを円滑に招聘することが可能
- 運営ノウハウの導入
 - ・生徒の海外大学進学や海外留学に、民間の学校法人等の海外ネットワークを活用
 - ・本市教員を研修派遣することにより、民間のノウハウを本市の学校に還元することが可能

※国家戦略特区における制度の下で、法令の厳格な定めに沿ってセーフティネットの具体化を図る

2. 事業の必要性

進化し続ける社会と求められる人材の変化



【大阪・関西がめざすべき姿 ～2020年の大阪・関西の姿(将来像)】

「日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市」

⇒この将来像の実現のために、「英語教育の充実など、世界に通用するグローバル人材の育成」等があげられている。

大阪の成長戦略(2015年2月:大阪府・大阪市で策定)より

『グローバル人材の要素』

- I: 語学力・コミュニケーション能力
- II: 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
- III: 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

(内閣府「グローバル人材育成推進会議・中間まとめ」(2011年6月)より)

国際バカロレア教育の本市への導入の必要性

国際バカロレア (IB) とは

- ・国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムであり、人格形成も含む全人教育を通じて、主体性をもちバランス感覚に優れた、国際社会で貢献できる人材の育成を目的としている。
- ・課題探究型の学習を通して、一生涯学び続ける生活態度や、課題解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力などを身につけさせる教育プログラム。
- ・世界的に信頼度が高い厳格な評価基準で、国際的に通用する大学入学資格を得ることができる。
- ・日本政府もIB認定校の大幅な増加をめざしている。(2018年までに200校をめざす)

本市が国際バカロレア認定校を設置する理由

- ・日本の成長をけん引する東西二極の一極として、大阪市から、世界に羽ばたき、イノベーションを起こし、将来の大阪の経済成長をけん引する人材を育成するために、国際バカロレア認定校を設置し育成を図る。
- ・関西圏の国際バカロレア認定校は全て私立であり、帰国子女やインターナショナルスクール出身の生徒が多く在籍しており、特別な英語力をもたない児童の入学は困難である。本市が公立学校として大阪市内に国際バカロレア認定校を設置し、日本語実施のカリキュラムを導入することにより、市内の小学校を卒業した児童にも、保護者の経済力によらず国際バカロレアプログラムの提供が可能となる。

新しい時代を切り拓き、本市の経済成長を牽引する人材の育成

中央教育審議会 教育課程企画特別部会 「論点整理」(平成27年8月26日)より

グローバル化や情報化が進展する社会の中では、将来を見通すことがますます難しくなっている
(『子供たちの65%は、今は存在していない職業に就く』(ニューヨーク市立大学・デビッドソン教授))

解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分である

膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、
他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる

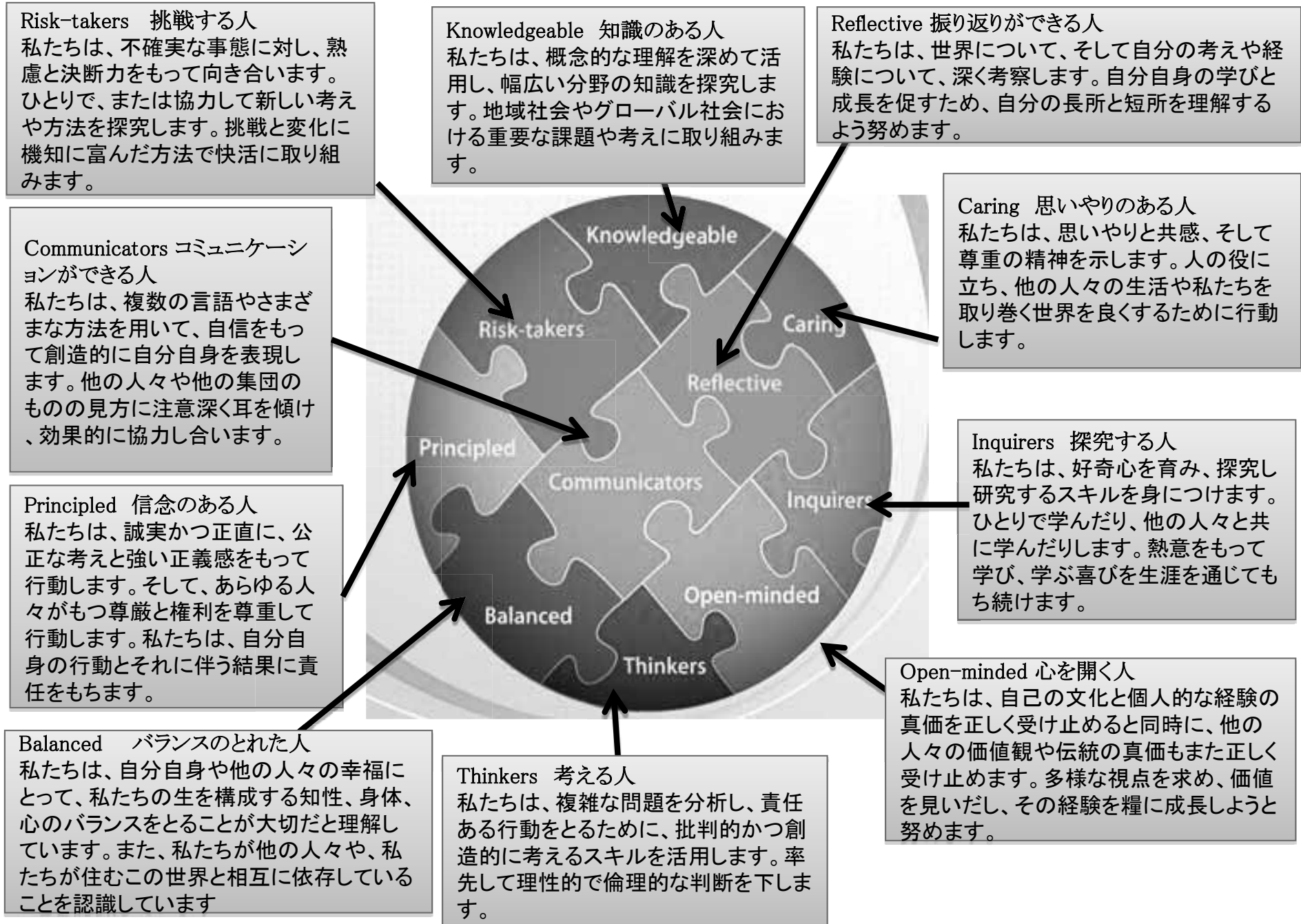
課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びである「アクティブ・ラーニング」の視点からの
学習・指導方法の改善などが、次期学習指導要領の改訂のポイントとして取り上げられている

『国際バカロレアプログラム』は、

- ・世界の多くの国で実施されているアクティブ・ラーニングのプログラムであり、すべての授業が学習者である生徒中心に進められる。
- ・グローバル化や情報化が進展する社会に対応した教育として効果的なプログラムである。

国際バカロレアプログラムの導入により、本市の経済成長を牽引する人材の育成を図る

国際バカロレア (IB) 学習者像 (IB Learner Profile) について



国際バカロレアとはどのような教育？（従来の教育と国際バカロレア教育）

～知識の伝達から主体的・協働的な学びの提供へ（教育手法の転換）～

	従来の教育(例)	国際バカロレア教育(例)
主な授業形態	教師による一斉授業が中心 	円座や班別での協働授業が中心 
学習方法	教科書学習および演習問題を通じての内容理解	ディスカッション、ディベート等による問題解決
身につく能力	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの知識を習得する能力 ・反復練習による、高度な記憶力、速読力、読解力 ・難易度の高い入試問題に対応する総合的学力 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な知識を自ら収集し、分析する能力 ・グループワークで養われる、協調性、企画力、発信力 ・自ら課題を設定し、解決する能力
育成される英語力	英文精読による語彙力、文法力、読解力	英語での総合的なコミュニケーション能力
予習・復習	復習が大切 (学んだ知識の定着をはかる)	予習が大切 (予習してきていることを前提に授業を行う)
教師の役割	知識を教える存在(教授者)	授業のファシリテーター(促進者)
教師の資質	入試の難問にも対応できるだけの、専門分野に対する深い知識が必要	生徒からの問題提起により様々な題材を扱うため、専門分野以外も含めた幅広い教養が必要
それぞれのメリット	小学校からの体系的な教育システムの中で、地域を問わず等しく全ての生徒に正しい知識・技能を教えることができる	未知の事象に挑むための課題解決能力、自分の考えを正しく世界に発信できるコミュニケーション能力が育成される
評価	学習指導要領に則った学校ごとの評価	国際バカロレア機構による世界統一基準の評価

国際バカロレア (IB) のプログラム

『年代別のプログラム』

- (1) PYP (Primary Years Programme: 初等教育プログラム) 3歳～12歳
- (2) MYP (Middle Years Programme: 中等教育プログラム) 11歳～16歳
- (3) DP (Diploma Programme: **ディプロマ資格プログラム**) 16歳～19歳

日本では、
主に高2・高3の
2年間で履修する

DPの課程を修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際バカロレア資格を取得することができる。国際バカロレア資格は、国際的に認められている大学入学資格の1つであり、日本においても昭和54年に、「国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの」について、大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者として指定された。

『DP(ディプロマ・プログラム)の概要』

- ・大学教養課程レベルとされる高度な学習内容に触れながら、教育スタッフと生徒、生徒同士がディスカッションなどを行い、問題解決に向け課題を多面的に分析する探究型の授業。
- ・3つのコア科目(「知の理論(TOK)」「課題論文(EE)」「創造・活動・奉仕(CAS)」)と6科目(「母国語」「外国語」「個人と社会」「科学」「数学」「芸術」)を学習する。
- ・授業及び試験は原則として英語、フランス語、スペイン語で行われる。
- ・2015年度から、コア3科目全てと6科目中4科目で日本語での授業、試験の実施が可能となった。
(合計9教科中7科目を日本語で実施することが可能に)

〔 全ての科目を英語で実施することを「英語DP」と呼ぶのに対し、一部の科目を日本語で実施する場合を「日本語DP」と呼ぶ 〕

DPのカリキュラム

- ① 各グループから1科目ずつ選択し、計6科目を2年間で履修。ただし、グループ6(芸術)は他のグループからの科目に代えることも可能。6科目のうち、3~4科目を上級レベル(HL,各240時間)、その他を標準レベル(SL,各150時間)として履修。

グループ名	科目例
1 言語と文学(母国語)	言語A:文学、言語A:言語と文学、文学と演劇*
2 言語習得(外国語)	言語B、初級語学、古典語学
3 個人と社会	ビジネス、 経済 、 地理 、グローバル政治、 歴史 、情報テクノロジーとグローバル社会、哲学、心理学、社会・文化人類学、世界の宗教、環境システムと社会*
4 理科	生物 、コンピュータ科学、 化学 、デザインテクノロジー、環境システムと社会*、 物理 、スポーツ・運動・健康科学
5 数学	数学スタディーズ 、 数学SL 、 数学HL 、数学FHL
6 芸術	音楽 、 美術 、ダンス、フィルム、文学と演劇*

※「文学と演劇」はグループ1と6の横断科目。「環境システムと社会」はグループ3と4の横断科目。「世界の宗教」および「スポーツ・運動・健康科学」はSLのみ。

- ② また、プログラムの「コア」となる、次の3つの必修要件を履修。

課題論文(Extended Essay) :履修科目に関連した研究分野について個人研究に取り組み、研究成果を4,000語(日本語の場合は8,000字)の論文にまとめる。

知の理論(Theory of Knowledge) :「知識の本質」について考え、「知識に関する主張」を分析し、知識の構築に関する問いを探求する。批判的思考を培い、生徒が自分なりのものの見方や、他人との違いを自覚できるよう促す。最低100時間の学習。

創造性・活動・奉仕(Creativity/Action/Service, CAS) :創造的思考を伴う芸術などの活動、身体的活動、無報酬で自発的な交流活動といった体験的な学習に取り組む。最低150時間の学習。

- ③ IB資格の取得には、上記を全て履修し、外部評価(国際バカロレア試験等)及び内部評価を通じて、原則として45点満点中24点以上を取得する必要。配点は、6科目につき各7点(計42点)、3つの必修要件で計3点。

【「日本語DP」について】

DPの授業・試験は、原則として、英語、フランス語又はスペイン語で行う必要があるが、その一部科目を、日本語で実施可能とするプログラム。内の科目と必修要件が、日本語でも実施可能。

青は、これまでの日本語DP対象科目、**赤**は今回新たに追加となった科目(平成27年6月)。

なお、日本語DPでも、6科目中2科目(通常、グループ2(外国語)に加えて更に1科目)は、英語等で履修する必要。

高等学校におけるディプロマプログラム(DP)の授業の例

※高校生が学ばなければならないことは、基本的には世界共通である

⇒ 日本の学習指導要領と比べて、国際バカロレア(IB)が特別なことを教えるわけではない

※国際バカロレアは何が違うのか？⇒『学び方』・『教え方』が違う



『物理』の授業の例 【「エネルギー」の単元の場合】

【従来の授業例】

- ①教師が教科書を音読する
- ②様々なエネルギーについての説明
- ③エネルギーの公式を覚える(例:ノートに○回書いて覚える)
- ④教科書の問題を解く⇒教師による解説
- ⑤応用問題(入試問題)を解く⇒教師による解説
- ⑥小テスト、ノート提出
- ⑦問題演習プリントの宿題を出す⇒次回授業で宿題チェック
- ⑧次回授業の最初に再度小テスト(←成績に反映される)

教師主導の一斉講義型授業で「知識の定着」、「知識体系の理解や習得する力」を育成

【ディプロマプログラム(DP)の授業例】

- (1)教科書は各自で予習してくる
- (2)様々なエネルギーについての説明(日本の授業と同じ)
- (3)公式の暗記は必要であるが、暗記そのものが目的ではない
＜以下IB特有の授業展開＞
- (4)問題演習(グループワーキング形式で解き、発表させる)
- (5)様々なエネルギーが社会に与える影響について、自ら課題を設定し、班別で討議・考察⇒数時間要する(正答を導く必要はない)(課題例:「自然エネルギーを有効活用するための具体的方策について」)
- (6)資料を作成し、プレゼンテーションを行う

生徒が主体的・協働的に課題の発見・解決に取り組むことにより「課題解決能力」、「コミュニケーション能力」を育成



知識や計算力がなければ解答できない『大学受験型の問い』に対応する能力が育成される

※「知識量の多さ」、「知識整理能力」が重要



『未知の問い』や『意見が分かれるような問い』に、他者との議論を通じ、協働的に解決する能力が育成される

※「どのように解くのか」、「どのように説明するのか」が重要

【克服すべき課題(H26.12 中教審答申)】

現状の高校教育、大学入試は知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成評価されていない。

⇒ 今後、大学入試改革が進むものと考えられる

ディプロマプログラム(DP)の特徴

【DPのメリット】

- ①国際的に通用する大学入学資格(世界共通の成績証明書)
- ②IBO(国際バカロレア機構)による厳格な評価基準(世界的に信頼度が高い)
- ③少人数での課題探究型・双方向型授業(厳密な定めはないが、1講座25名程度まで)
- ④文部科学省の全面的支援(IBOとの調整、特別免許状、学習指導要領との整合 等)
- ⑤大学の先取り学習的要素(大学教養課程レベルの学習内容)

【以前はDP実施のハードルとされていたが改善されてきたもの】

- ①使用言語は英語orフランス語orスペイン語のみ
⇒ 平成28年度より、9科目中7科目で日本語での実施が可能となった
- ②日本の大学入試に対応できない(事実上海外大学進学がメインであった)
⇒ 国際バカロレア資格を活用した特別入試を取り入れる大学が劇的に増加している
(H27 大阪大、筑波大、岡山大、慶応大 など15大学 、H28以降 東京大、京都大、名古屋大、早稲田大など25大学)
- ③学習指導要領と国際バカロレアの双方を履修(1条校での生徒負担が大きい)
⇒ 英数理の必履修科目および総合的な学習の時間については、関連するDP科目の履修をもって代えることが可能となった。また、学校設定教科・科目として設定したDP科目の、卒業単位数への参入上限が大幅に拡大された。(平成27年8月 学校教育法施行規則の改正)
- ④外国人教員に対する教員免許状の問題
⇒ 平成26年6月、文科省より各都道府県に対し、特別免許状の授与の促進を依頼

国際バカロレア (IB) の推進に関する主な提言等

日本再興戦略 —JAPAN is BACK—

(平成25年6月14日閣議決定)

「一部日本語による国際バカロレアの教育プログラムの開発・導入等を通じ、国際バカロレア認定校等の大幅な増加を目指す(2018年までに200校)。」

日本語DP

教育再生実行会議 第四次提言 (平成25年10月)

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」

「大学は、入学者選抜において国際バカロレア資格及びその成績の積極的な活用を図る。国は、そのために必要な支援を行うとともに、各大学の判断による活用を促進する。」

大学入試

教育再生実行会議 第七次提言 (平成27年5月)

「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師のあり方について」

「国は、国際バカロレア認定校においては、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの双方を、より無理なく満たせるようにするための措置を講じる。」

学習指導要領

日本経済団体連合会 「世界を舞台に活躍できる人づくりのために」

—グローバル人材の育成に向けたフォローアップ提言— (平成25年6月)

「語学力のみでなく、コミュニケーション能力や異文化を受容する力、論理的思考力、課題発見力などが身につくIBディプロマ課程(16歳～19歳対象)は、グローバル人材を育成するうえで有効な手段の一つである。」

「ディプロマ取得者に対する社会における適切な評価も重要であり、大学入試における活用や、企業も採用時や人材活用において適切に評価することなどが重要である。」

経済界も推奨

日本の国際バカロレア (IB) 認定校

- ・認定校 35校(うち1条校12校)
- ・うちDP認定校 26校(うち1条校12校) (2015年9月1日現在)

【参考】DP認定の1条校(12校)…国立1校、公立1校、私立10校

仙台育英学園高等学校(宮城県)	ぐんま国際アカデミー(群馬県)
玉川学園中等部・高等部(東京都)	東京学芸大学附属国際中等教育学校(東京都)
東京都立国際高等学校(東京都)	インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢(長野県)
加藤学園暁秀高等学校・中学校(静岡県)	名古屋国際高等学校(愛知県)
立命館宇治高等学校(京都府)	AICJ高等学校(広島県)
リンデンホールスクール中高学部(福岡県)	沖縄尚学高等学校(沖縄県)

【大阪市内から通学可能なDP1条校】

①立命館宇治高等学校

- ・市内より約100分
- ・授業料等 約500万円(3年間総額)

②関西学院千里国際高等部

(DP認定校ではないが単位互換によりDP資格取得可能)

- ・市内より約70分
- ・授業料等 約600万円(3年間総額)

両校とも、郊外にあるため市内から通学困難であり、授業料が高額である。また、入学には特別な英語力を必要としている。

大阪市内から通学至便で、特別な英語力を必要とせず、
なおかつ保護者の経済力によらず、広く大阪市民に国際
バカロレアプログラムを提供するためには…



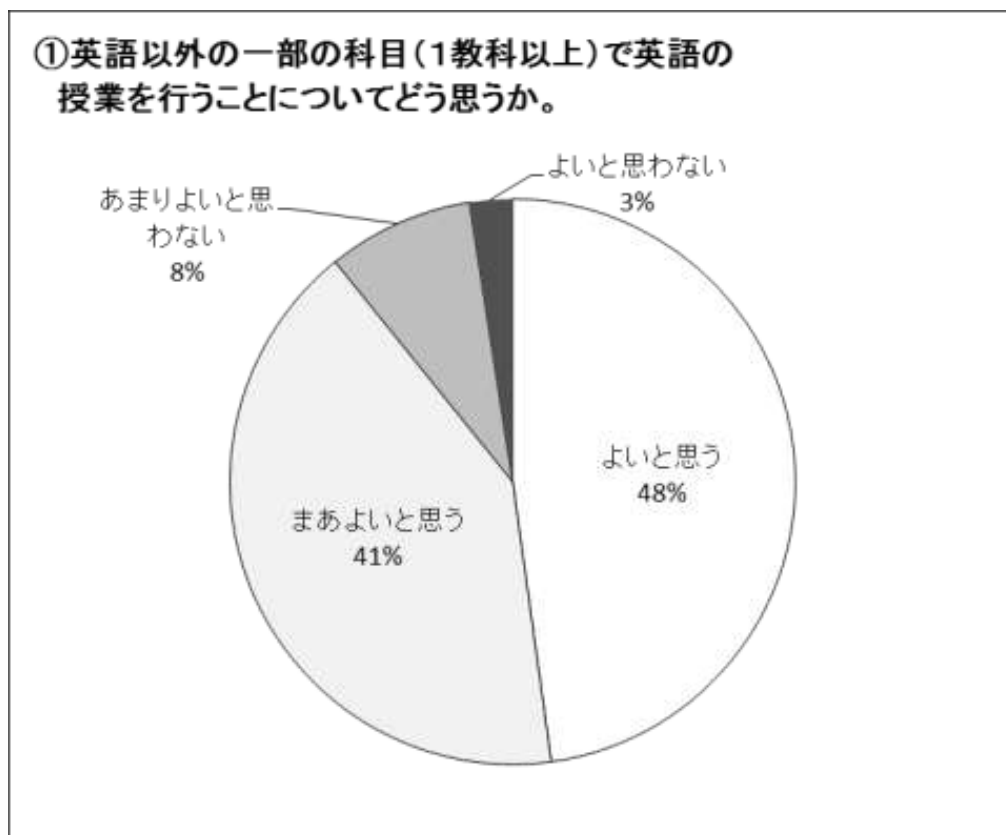
公立の国際バカロレア認定校が必要

(本市が設置する必要性)

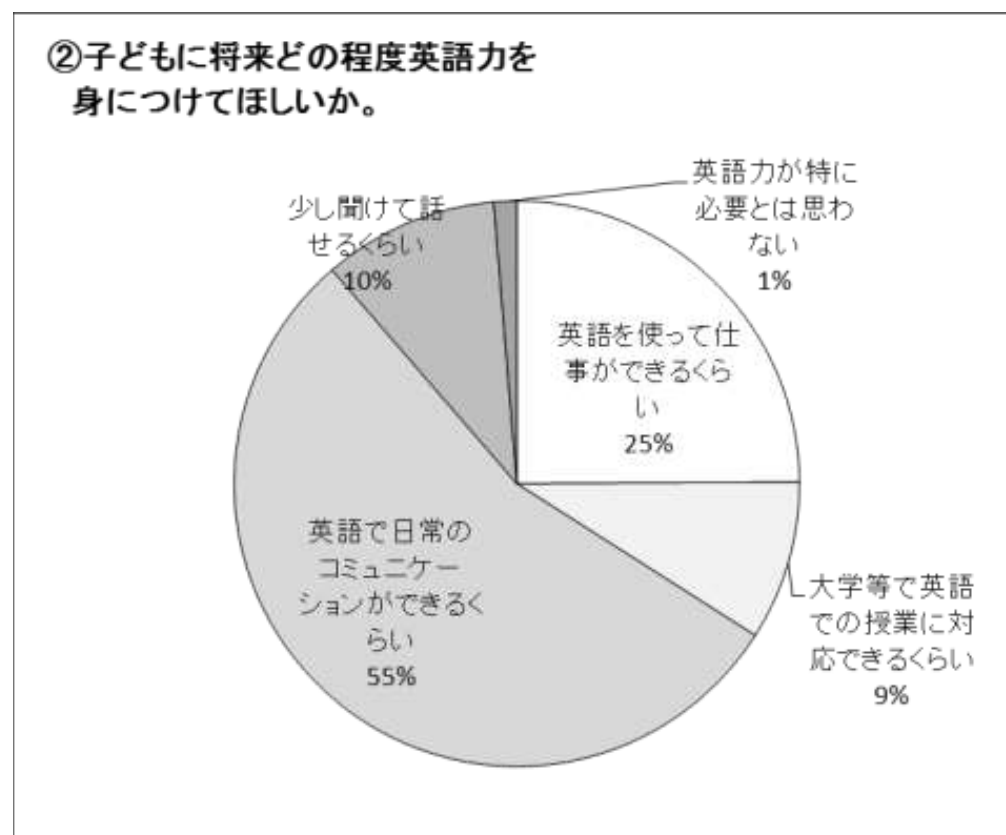
3. ニーズの動向

○「国際バカロレア」に関するアンケート調査結果について

平成28年4月に、小学校6年生及び中学校3年生の保護者約2,800人を対象に、「国際バカロレア課程をもつ中高一貫教育校の設置検討のためのアンケート調査を実施した。(有効回答数1,843人)

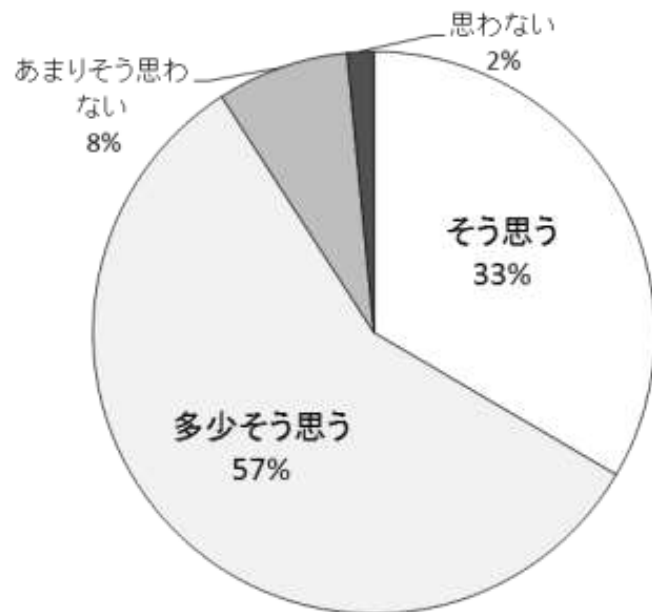


⇒ 英語以外の教科で英語の授業を行うことについて、89%の保護者が肯定的な意見であった



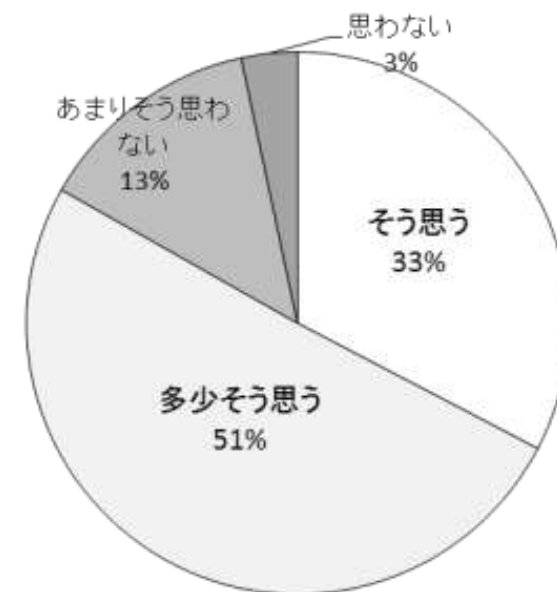
⇒ 89%の保護者が日常でコミュニケーションができるくらい以上の英語力を子どもに身につけてほしいと回答

③「国際バカロレア」は子どもの成長に必要な力を育成するプログラムだと思うか。



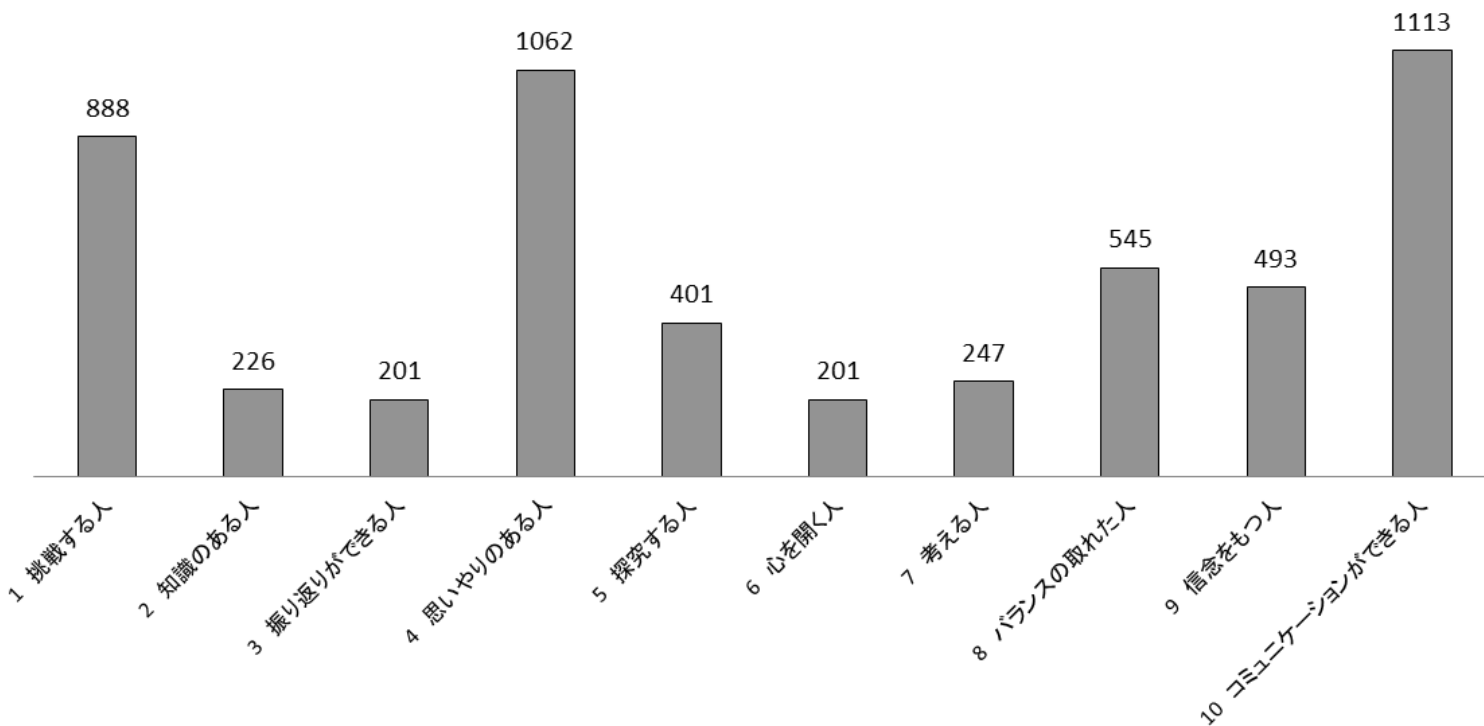
⇒ 90%の保護者が「国際バカロレア」は子どもの成長に必要な力を育成するプログラムであると回答

④大阪市立の学校で「国際バカロレア」の教育課程を持つ高校や理念をもつ中学校ができれば学ばせたいか。



⇒ 84%の保護者が「国際バカロレア」の教育課程を持つ高校や中学校で学ばせたいと回答

⑤子どもに特に身に付けてほしい力
(特にあてはまる3つ選択)



⇒ 子どもに特に身に付けて欲しい力として、国際バカロレアの10の学習者像を挙げて質問したところ、
①コミュニケーションができる人、②思いやりのある人、③挑戦する人を挙げる保護者が多かった。

4. 事業の位置づけ

(1) 国家戦略特区における特定事業(特区法の条文については別紙2参照)

■ 公立国際教育学校等管理事業(特区法第12条の3参照)

・特区内において、都道府県又は指定都市が設置する中高一貫の併設型中学校、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの(公立国際教育学校等)の管理を、学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(指定管理法人)に行わせる事業である

・当該事業を定めた区域計画(後述)の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本市は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

・指定は、期間を定めて行い、指定をしようとするときは、あらかじめ、市会の議決を経なければならない。

➡ 平成28年11月市会において、関連条例案の上程・可決をめざす。

➡ 関連条例成立後に民間事業者を公募・選定し、平成28年度内に、10年間の指定の議案の上程・可決をめざす。

■ 特区法の趣旨(特区法第1条参照)

我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた特区において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、特区に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

■特区(国家戦略特別区域)(特区法第2条第1項参照)

当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

➡ 本市は、平成26年5月1日に、「関西圏」として特区に指定されている。

■特区の基本方針(特区法第5条参照)

政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「特区の基本方針」という。)を定めなければならない。

■区域方針(特区法第6条参照)

内閣総理大臣は、特区ごとに、特区の基本方針に即して、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。

➡ 関西圏の区域方針における公設民営学校に関する記載は、次のとおりである。

＜対象区域＞ 大阪府、兵庫県及び京都府

＜目標＞ 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

＜政策課題＞ チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

＜事業に関する基本的事項＞ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

■ 区域会議(特区法第7条参照)

特区ごとに、区域計画の作成、認定された区域計画の実施に係る連絡調整並びに特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域会議(以下「区域会議」という。)を組織する。

■ 区域計画(特区法第8条参照)

区域会議は、特区の基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする(特区法第8条第1項)。

区域計画には、区域方針の「2. 目標」を達成するために特区において実施しようとする特定事業の名称及び内容等を定めるものとされている(同条第2項)。

➡本事業については、事業実施の見込みが確実にになった段階(関連条例案が市会で可決され、事業者の選定が行われた段階)で、次の①から④までに掲げる手順により、関西圏の区域計画に、公立国際教育学校等管理事業を加える旨の変更を行う。

- ① 関西圏の区域会議において、関西圏の区域計画の変更案を作成する。
- ② 関西圏の区域会議が、内閣総理大臣に対し、関西圏の区域計画の変更を申請する。
- ③ 内閣総理大臣が、国家戦略特別区域諮問会議に対し意見を求める。
- ④ 文部科学大臣の同意を得て、内閣総理大臣が関西圏の区域計画の変更を認定する。

(2)大阪の成長戦略(2015年8月版)

1. 基本的な考え方

■「大阪の成長戦略」とは

・「大阪の成長戦略」は、大阪を新たな成長軌道に乗せるため、概ね2020年までの10年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期(3~5年)の具体的な取組方向を明らかにすることをねらいとして、平成22年(2010年)12月に策定したもの。その後、東日本大震災の教訓を踏まえた点検・強化、大阪府・大阪市の全体最適化を図る観点から平成25年(2013年)1月に改訂を行っている。

・その主体や内容は多岐にわたるものであり、大阪府・大阪市として取り組むべき施策・事業だけではなく、法制度の改革や創設など国として取り組むべきこと、関西全体で連携して取り組むべきこと、他の自治体や民間企業、NPOや広く府民・市民に取り組んでいただきたいことなどを含んでいる。その意味では、大阪が成長を実現するための戦略として、関係各方面に共有していただくことを期待する、いわば提言書でもある。

・この戦略を通じて、規制・制度の改革など、これまでの「仕組み」を大きく転換し、民間の活動を後押しする環境を整備することによって、国・府・市町村・民間企業等が取組の方向性を共有し、ともに取組を進め、大阪の成長を実現していく。

■今回の成長戦略改訂の趣旨

・「大阪の成長戦略」は、「社会経済情勢の変化に応じて、具体的な取組内容について適宜、追加・修正を行うなど、基本的な方向性を堅持しつつも、必要に応じ柔軟に見直しを図っていく」こととしている。

・成長戦略の策定から4年、府市の戦略一本化から2年を経過。この間、国の「日本再興戦略」改訂2014の策定や、国における国家戦略特区制度の創設など、大阪の成長にも影響を与える状況の変化があった。

・これまでの進捗状況としては、関西イノベーション国際戦略総合特区・関西圏の国家戦略特区の指定、関西のLCC拠点化・貨物ハブ化の進展、市内を中心とした活発な民間開発など、成長に向けて明るい兆しが見えつつあるが、大阪が確かな成長軌道に乗るには、残された課題も多く、未だ道半ばと認識。

・これらの状況を踏まえ、2020年に向けて大阪の成長をより確実なものとするため、「大阪の成長戦略」の改訂を行う。改訂は、これまでの基本的な考え方は踏襲しつつ、目標年次である2020年の大阪・関西の姿(将来像)を示すとともに、その実現に向けて重点的な課題について取組みを強化することとした。

4. 具体的な取組み～成長のための源泉～

■人材力強化・活躍の場づくり

(1) 国際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成

方向性	<p>首都圏とともに日本の成長をけん引する東西二極の一極として「強い大阪・関西」をめざすためには、あらゆる分野での人材育成・集積力を強化することが重要。</p> <p>このため、地域自らが特色のある教育カリキュラムを展開するとともに、大学の集積促進、公立大学の機能強化、大学間の競争を促す環境の整備や優秀な海外人材の確保などにより、<u>国際競争を勝ち抜く人材を育成する環境づくりを進める。</u></p>
具体的取組	◇ <u>国家戦略特区を活用した国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ公設民営学校の設置</u>

(2) 外国人高度専門人材等の受入拡大

方向性	<p>大阪が「中継都市」「ハイエンド都市」の機能を発揮し、国際的な都市間競争に勝ち抜くため、懸け橋となる外国人高度専門人材が集う環境を整える。</p> <p>このため、<u>世界最高水準のビジネスしやすい環境の創出を目的に設置された「国家戦略特区」を最大限活用した規制緩和などにより、外国企業・外国人のビジネス・生活環境の改善を進める。</u></p>
具体的取組	<p>◇<u>魅力ある生活環境整備の促進</u> (医療等各種サービスの多言語化、円滑な住宅の斡旋、外国人の児童・生徒を対象とするインターナショナルスクールの充実、<u>国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ公設民営学校の設置</u>、外国との年金通算など社会保障協定の締結促進等)</p>

(3) 成長を支える基盤となる人材の育成力強化

方向性	<p>大阪の成長を支える上で不可欠な基盤である人材の育成力を強化する。</p> <p>このため、初等・中等教育における基礎学力の徹底育成や、公私間の切磋琢磨による高校の教育力向上など、「<u>大阪府教育振興計画</u>」等に基づく取組みを進める。特に、<u>国際社会の中で自立して力強く生きる人づくりを進めるため、小・中・高を通じた英語教育の充実を図る。</u></p> <p>さらに、大阪の成長産業分野を支える確かな知識及び技術・技能の習得など、産業界のニーズに応じた人材の育成を進める。</p>
具体的取組	<p>◇ニーズ、地域の政策的判断に応じた小・中・高等学校における英語教育をはじめとする<u>グローバル人材育成の充実等</u></p>

(3)大阪の国際化戦略(平成25年3月)

■ 国際化戦略とは

「大阪の成長戦略」(2010年12月28日策定、[25年1月版]2013年1月25日策定)を踏まえ、2020年を展望しつつ、2015年までに大阪府・大阪市が広域的な観点から取り組む国際化施策の方向性及び具体的施策を明らかにするための行政計画

■ 国際化戦略の目標

大阪の国際競争力の強化

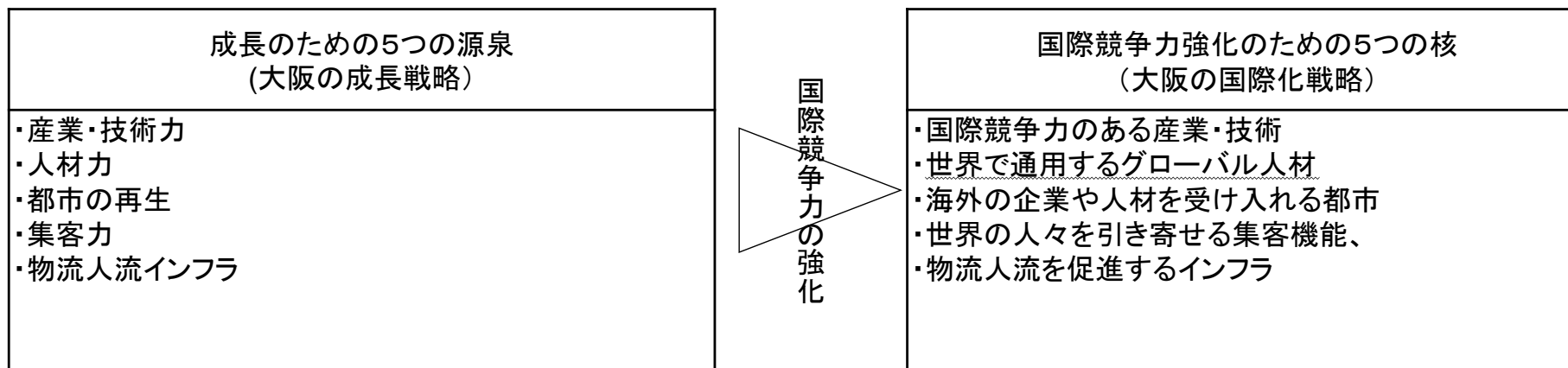
国際的な活力と魅力を持ち、多様な価値を認め合いながら持続的に発展する大阪を実現するために、

- 世界・アジアから、多くの人・モノ・資金を呼び込む
- 人材・技術の国際競争力を高める
- 諸外国都市との相互利益の関係を築く

ことにより、大阪の国際競争力の強化を行う。

■ 施策展開の視点と方向性

【方向性】



【外交方針】～相互利益の関係構築に向けて～

基本方針 アジアとのつながりは大阪がナンバーワン

外交目的

- グローバル化がますます進展する現在、国家外交とは別に、直接自治体が外国諸都市と交流を進めることで、経済・観光などの分野では、相互利益の実現が期待できる。
- 国際都市大阪は、住民の利益を追求し、大阪の活性化に向けて、相互利益の関係が築ける世界の諸都市との交流を積極的に推進。
- そのために、大阪の外交を一本化し、これまで大阪府と大阪市が個々に培ってきた外交のノウハウやネットワークを統合的に活用し、大阪全体の外交力を強化して、より効果的に大阪の存在感・優位性を内外にアピールする。

①交流事業の選択・集中

- 大都市大阪の力を統合した取組を推進
大阪が一体となって取組むことで大きな効果が見込める交流事業に集中。（中小企業支援、観光誘客、都市問題の解決等）
- 自治体の取組み効果が大きい交流に集中
現地行政への働きかけ・連携が効果的な分野での交流を重点的に推進

②交流地域の選択・集中

- アジアとの交流を重視
世界に占めるGDP比や国際市場が急速に拡大し、年々成長を続けるアジアは、世界中から注目される地域。
大阪が世界の諸都市との交流を進める中、地理的にも経済的にも関係が深く、成長著しいアジアとの交流を基本に位置づけて互恵的な関係を形成し、アジア各都市とともに持続的な発展を目指す。
- 特定分野での交流を促進
大阪のイノベーションを創出し、人材・技術の国際競争力を高めるため、欧米等の地域については、特に特定分野に着目した交流を推進。
(例：環境・バイオ・新エネルギー・ロボットテクノロジーなどの先端産業、「水と光」など都市魅力を伸ばす分野など)

*友好交流都市については、これまでの友好関係を維持し、今後も相互にメリットを追求。

5. 事業費等の妥当性

(1) 施設規模について

■ 中学校設置基準及び高等学校設置基準(文部科学省)

- ・施設、設備等、学校を設置するのに必要な最低基準であり、これらの水準の向上を図るよう努めなければならないと規定されている。
- ・校舎、運動場面積の最低基準は規定されているが、教室等の面積の基準は規定がない。

■ 高等学校の施設整備について

- ・高等学校については、社会の変化や市民のニーズに応えるため、特色化を進めてきたところであり、特別教室については、それぞれの学校の教育内容に応じた整備を行っている。

■ 新中高一貫教育校の施設規模について(別紙参照)

- ・既存の中高一貫教育校(咲くやこの花中・高)及び平成24年4月に開校した大阪ビジネスフロンティア高等学校の面積を参照の上、国際バカロレア認定を受けるために必要な施設整備を行うため、同認定を受けている札幌市立札幌開成中等教育学校の面積を参照して整備する。

(2) 建設工事費について

■ 既存校舎を活用し増築する場合と全面改築する場合の比較

	既存校舎を活用し増築	全面改築
事業費 (建設費)	約61.7億円	約79.6億円
メリット	<ul style="list-style-type: none">・必要最低限の改修を行えば早期の開校が可能 (平成31年4月開校)・既存校舎を活用することで事業費を抑制することが可能	<ul style="list-style-type: none">・機能的な教室配置が可能・開校後に設備等の移設作業が生じない
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・既存校舎と増築校舎で教室配置に制限が生じる・増築校舎完成時に設備等の移設作業が必要となる	<ul style="list-style-type: none">・既存校舎の解体後に改築するため早期の開校が不可能 (平成34年4月開校)・耐用年数のある既存校舎を解体する必要がある

6. 事業の整備・運営手法の妥当性

(1) 事業実施場所の検討

■ 咲洲ウェルネスタウン計画の推進

課題

- (1) 急激な少子高齢化・人口減少の進展
- (2) まちの自動更新が期待できない
- (3) まちの情報発信が不十分
- (4) 商業施設などの撤退傾向

めざすまちの姿

【咲洲ウェルネスタウン構想】

将来にわたって、みどり豊かで安心・安全な住環境のもと、若い世代を含め多様な世代により良好なコミュニティが形成され、住民自らが楽しみながら活動することでまちの魅力が向上し、誰もが心身ともに健康で、いきいきと心豊かに暮らすまち

- ・高港ポートタウンの良好な住環境を維持するとともに、現状の課題を解決するだけでなく、新たな魅力を提起し、「若い世代が暮らしたいまち」をめざします。

- ・公園・緑地が非常に多い、パーカーゾーンで車が非常に少ないなど、ジョギングなどのスポーツ・健康づくりに適した環境であるという特長を活かしたまちづくり（＝咲洲ウェルネスタウン構想の実現）をめざします。

- ・住民が地域の多様なコミュニティの中で楽しみながらいきいきと活動し、そうしたコミュニティがつながり活動の輪を広げ深めながら、ともに考え行動することによってまちづくりが進みます。

- ・地域でいきいきと活動し、輝く住民自身が、まちの新たな魅力となります。

- ・多くの若い世代を新たな住民として迎え、コミュニティが循環してさらに活発に活動し、誰もが心豊かに暮らすまちをめざします。

具体的な取り組み(全体スケジュール)

・取り組みはフェーズ1(当面の対策)とフェーズ2(根本的対策)に分けて段階的に進めていきます。

- ・地域の魅力(良さが)地域外のの人に知られ、多くの人が高港ポートタウンに住みたいと考えている
- ・理想的なライフスタイルが実現できるまちとしての認知度も高まりつつある
- ・住民主体の自主的な活動により、まちの魅力が高まっている
- ・民間事業者の進出意欲が徐々に発生している

めざすまちの姿

最終目標

まちの魅力向上

中間目標2

■インフラの更新等

中間目標1

- 住民主体によるまちの魅力向上とプロモーション
- 今ある資源を活用し「教育」「健康」「暮らし」にぎわいなどを軸とする施策の実施

- 子育て等に魅力ある商業施設や住宅などの御場に合わせた取り組み等

(本格実施)

- ・インフラの更新等に合わせた検討

- ・できることから実施
- ・施設誘致、人口回復に向けた検討

- ユスモスクエア地区の開発状況を見ながら、必要な対策を講じる

前半期

後半期

フェーズ2

【根本的対策】

(約3年程度)

(約10年強)

(早ければ)

平成27年~平成29年

平成30年~平成41年

平成42年頃~

フェーズ1(前半期)の主な取り組み

① 南港ポートタウンのプロモーション



【H27～】

- ・住民自らが立ち上げたHP「ナンコウスタイル」にてまちの魅力を地域外の方(特に子育て世代)に広く発信
- ・作成したプロモーションビデオ・ポスターを活用し「ナンコウスタイル」などで発信
- ・地域外の子育て層をターゲットとしたまちの魅力(緑豊かな自然環境・ノーカーゾーン)を体感するためのイベントを開催
(H27来場者数:地域外から約1千人(のべ約1万人))



【H28～】

- ・作成したプロモーションビデオ・静止画などをニュートラム 新型車両にて放映予定
- ・多様な広報ツールを活用し、地域外に積極的に情報を発信するとともに住民主体のHPへのアクセスの増加を図る

② 先進的教育

健康的な緑豊かなまちで、子どもの学力と体力、豊かな心を伸ばします

南港南中学校への
eラーニングの導入



【H27～】(教育)

- ・eラーニングを南港南中学校に試行的に導入中

国際バカロレア校の誘致



【H28】(教育)

- ・小学校跡地への国際バカロレア校の誘致
- ・民間事業者の誘致に向けた取り組み

小中一貫校への放課後
特別コースの内容策定



【H30.4～】(教育)

- ・小中一貫校への放課後特別コースの内容の策定 など

教育機関との連携



【H28～】(住之江区・大学)

- ・相愛大学による親子向け絵本の読み聞かせなどを月1回程度開催



【H27～】(住之江区・大学)

- ・相愛大学図書館の利用料金の減額
(半期1,500円→500円)

③ 心身にとって健康的環境

ウェルネスロードの整備



【H27:一部整備、H28:全面整備】(港湾)
・ウェルネスロード(緑道)の整備・看板設置
(長短複数のコース設定)

健康づくり支援プログラムの実証事業



スマートフォンなどで
健康状態の
“見える化”

【H28】(住之江区)
・高齢者層をはじめとする居住者の健康・増進に向けた
健康づくり支援プログラムの実証事業
(大学・企業との連携)

④ 暮らし・にぎわいの再構築

川のある緑道の改修と にぎわい創出の調査・検討



【H27・H28】(港湾)
・川のある緑道の改修
【H28】
・改修後のにぎわい創出の実証事業

コンビニ等の誘致



【H27~】(住之江区・港湾)
・コンビニエンスストア等の
利便施設の誘致

管理・運営事業者への働きかけ



【H27~】(住之江区)
・商業施設の管理・運営事業者
へ空き店舗の活用働きかけ

住宅関連事業者との連携



【H27~】
・UR都市機構へUR賃貸住宅への
入居促進の働きかけ
・市営住宅の新婚・子育て世帯
募集拡大に向けた取り組み

(2) 他の市有地の活用の検討

■ 新中高一貫教育校の立地場所の条件

- ・交通の利便性がよい場所
- ・中高一貫教育校として十分な敷地面積があること(概ね20,000㎡以上)

■ 教育委員会所管の土地について(もと学校10,000㎡以上)

	区	町丁目	面積(㎡)	土地所管局	財産名称	現状	最寄駅	主要ターミナルから最寄駅までの所要時間	備考
1	北区	中之島5丁目	10,909	教育委員会	もと扇町高等学校	建物あり	京阪中之島線中之島駅 徒歩4分	梅田より11分 難波より16分 天王寺より21分	敷地が狭隘であり、中高一貫校設置には不向きである
2	此花区	西島1丁目	27,107	教育委員会	もと此花総合高等学校	建物あり	阪神なんば線伝法駅 徒歩10分	梅田より31分 難波より12分 天王寺より22分	同一区内に既に咲くやこの花中高一貫校があるため、新たな中高一貫校設置には不向きである
3	港区	弁天1丁目	19,408	教育委員会	もと市岡商業高等学校	建物あり	地下鉄中央線弁天町駅 徒歩5分	梅田より16分 難波より14分 天王寺より11分	既存校舎は昭和30年代に建設されたものであり、解体・増築が必要であるため、経費面で適当でない
4	北区	南港中2丁目	13,000	教育委員会	南港緑小学校	建物あり	ニュートラムポートタウン東駅 徒歩5分	梅田より34分 難波より30分 天王寺より34分	2校地の距離は約100mであり、2校の敷地を合わせると約26,000㎡を確保することが可能である上に既存校舎についても改修して使用することが可能であるため経費面でも適当である
5	北区	南港中3丁目	13,111	教育委員会	南港渚小学校	建物あり	ニュートラムポートタウン西駅 徒歩5分	梅田より34分 難波より30分 天王寺より34分	

■ その他本市未利用地について(20,000㎡以上)

大阪市未利用地活用方針一覧(平成27年6月30日現在)より

	区	町丁目	面積(㎡)	土地所管局	財産名称	現状	最寄駅	主要ターミナルから最寄駅までの所要時間	備考
6	此花区	夢洲中1丁目	74,963	港湾局	夢洲埋立地	空地			通学に時間を要するため学校設置には不向きである
7	此花区	北港緑地2丁目	31,184	港湾局	舞洲埋立地	駐車場	市バス舞洲緑地停留所	梅田より69分 難波より82分 天王寺より77分	通学に時間を要するため学校設置には不向きである
8	大正区	鶴町2丁目	23,081	港湾局	鶴浜埋立地	空地	市バス鶴町二丁目停留所	梅田より28分 難波より32分 天王寺より37分	通学に時間を要するため学校設置には不向きである
9	大正区	船町1丁目	62,939	港湾局	港湾局賃貸地(大正・一般)	建物あり	市バス東船町停留所	梅田より20分 難波より24分 天王寺より30分	工業専用地域であり、学校設置不可
10	城東区	森之宮2丁目	26,308	環境局	森之宮工場建替事業	空地	JR環状線大阪城公園駅 徒歩9分	梅田より10分 難波より16分 天王寺より12分	周辺住民の健康に影響を及ぼす可能性はないが、土壌汚染対策法の指定基準に適合しない区画があることが確認されている
11	平野区	瓜破西3丁目	29,722	都市整備局	瓜破西住宅	建物あり	地下鉄谷町線喜連瓜破駅 徒歩16分	梅田より37分 難波より26分 天王寺より13分	通学に時間を要するため学校設置には不向きである

(3) 既存校舎を活用した校舎整備について

- ・ 既存校舎は建築後約35年経過しているが、市有財産の有効活用の観点から必要な改修を行った上で活用する。
- ・ 西学舎(南港渚小跡地)と東学舎(南港緑小跡地)は約100m離れている。(徒歩約90秒)
- ・ 時間割編成等工夫を行う。また、中学生については原則として東学舎で教育活動を行うこととし、特別教室での授業が必要な場合のみ西学舎を使用するものとする。

■ 位置関係



■ 整備内容

	西学舎(南港渚小学校跡地)	東学舎(南港緑小学校跡地)
	 <p>【建築年】 S57年3月 【敷地面積】 約13,111㎡ 【延床面積】 約6,076㎡</p>	 <p>【建築年】 S55年8月 【敷地面積】 約13,000㎡ 【延床面積】 約5,658㎡</p>
第1期 (H31~H33)	<p>【整備内容】 大規模改修</p> <p>特別教室、メディアセンター(図書室)、和室、食堂、等</p>	<p>【整備内容】 改修</p> <p>管理諸室、普通教室、特別教室、給食調理室等</p>
第2期 (H34~)	<p>【整備内容】 増築</p> <p>管理諸室、普通教室、特別教室、給食調理室、多目的スペース、体育館、プール 等</p>	<p>【整備内容】 校舎解体・改修</p> <p>グラウンド、クラブハウス</p>

※通路に隣接する道路は許可車以外の通行はない

○開校前(～平成30年度)

<東学舎(南港緑小跡地)>

・管理諸室及び普通教室として活用するため、必要最小限の改修を行う

⇒H31年度(中2学級、高2学級)、H32年度(中4学級、高4学級)、H33年度(中6学級、高6学級)を収容可能な教室数を確保する

<西学舎(南港渚小跡地)>

・中学校及び高等学校として必要な特別教室等を整備するため、改修工事を行う

⇒中学校用技術室、国際バカロレア認定を受けるために必要な図書室(メディアセンター)及び理科室、外国語教育を重点的に行うために必要なCALL教室などの語学教育に必要な特別教室など必要な特別教室等を改修工事で整備する

<現況>



<平成30年度>



○第1期(平成31年度～平成33年度)

<東学舎(南港緑小跡地)>

- ・管理諸室、普通教室、特別教室として使用する

<西学舎(南港渚小跡地)>

- ・必要な特別教室等の改修工事完了後、使用を開始する
- ・東学舎の機能(管理棟・普通教室等)を西学舎に集約するための増築工事を開始する
- ・中学校及び高等学校として必要な体育館・プールを設置するための増築工事を開始する

<平成31年度(開校時)>



<平成32～33年度>



○第2期(平成34年度～)

<東学舎(南港緑小跡地)>

- ・増築工事完成後の西学舎に機能を移転させる
- ・既存校舎を解体し、グラウンドとして整備するとともに、クラブハウス等を増築する

<西学舎(南港渚小跡地)>

- ・増築工事完成後に、東学舎から管理・普通教室等の機能を移転させ、校舎を集約する

<平成34年度>



○最終完成時の校舎使用

中高一貫校として、また国際バカロレア認定を受ける学校として、学校設置目的であるグローバル人材育成のために必要な環境を整備

